

2022 文議会第 32 号
令和 4 年 4 月 6 日

椎谷哲夫様

文京区議会議長
田中 としかね



令和 4 年 3 月 28 日付で受理しました再質問について、下記のとおり回答いたします。

記

椎谷様から「『法律を改めることやそのための議論をすることへの賛成』と『夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏(姓)制度の導入に賛成または容認する』の両者は明らかに意味が異なっており矛盾する。」とご指摘いただいた点について、文京区議会の考え方をご説明いたします。

内閣府の世論調査の回答は

(ア) 婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない。

29.3%

(イ) 夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることが出来るように法律を改めてもかまわない。 42.5%

(ウ) 夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻によって名字(姓)を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについてはかまわない。 24.4%

となっております。

椎谷様の公開質問状には選択肢(ウ)に関連して、「『通称使用』は『夫婦別姓』ではありません。」と明記されていましたが、この点については、法改正の議論の中で制度の在り方について様々検討が重ねられ、整理されていくものと考えています。

椎谷様と文京区議会との間において「選択肢(ウ)についての解釈」が相違しているものと認識しています。文京区議会は全会一致で選択肢(ウ)を「法律を改めることについて反対するものではない」と解釈し、それを「賛成または容認する」と意見書の中で表現しています。

なお、この回答は議長個人としての見解ではなく、文京区議会の総意であることを申し添えます。

(問い合わせ)

文京区春日1-16-21

文京シビックセンター23階

文京区議会事務局 議事調査担当 長田

電話 03-5803-1313